

藤本哲也著「帰住先のない満期釈放者対策を考える - 更生保護施設検討会の議論から - 」

日本刑事政策研究会報「罪と罰」2009年6月号を読む

帰住先のない満期釈放者対策を考える - 更生保護施設検討会の議論から -

1. (1) まず考えられるのは、社会福祉法人が触法障害者を受け入れるという方策である。つまり、触法障害者を、更生保護スタッフ・福祉スタッフのいる更生保護施設で処遇し、コロニー内外の次のステップ(主として福祉による自立)への移行準備支援を実施するものである。
  - (2) 更生保護にとっては...
    - 専門的な障害者処遇ができる、
    - 福祉への移行が円滑にできる、
    - 既存施設を活用するので費用が軽微である等のメリットがあり、
  - (3) 社会福祉法人にとっては、
    - 矯正施設、保護観察所、保護司等からの協力が得られ、連携が強化される、
    - 処遇において、コロニー内の福祉機能、自立支援機能を活用できる等のメリットがあり、地域のNPO法人等と連携して取り組むことなども考えられる。
2. (1) 次は、医療法人が刑務所を出所する障害者を受け入れるという方策である。
  - (2) 知的障害者や精神障害の疑いがある受刑者に対する処遇に参画する医療法人が、出所後の受け皿として更生保護施設を立ち上げ、医療、福祉、更生保護処遇をミックスして自立を促進するというものである。
  - (3) この方策は...、
    - 身寄りのない知的障害・精神障害出所者専門の受け皿として機能することができる、
    - 受刑中から処遇に関わっており、社会内処遇への円滑な移行が期待できる、
    - 医療や福祉の専門処遇ができる、
    - 既存施設を活用するので、立ち上げ費用が軽微ですむ...等のメリットがある。

3 . ( 1 ) また、企業が、福祉を活用しながらも、知的障害のある出所者を雇用するという方策も考えられる。

( 2 ) これは、重度知的障害者の雇用に実績のある企業が、近隣の社会福祉法人と連携しつつ、障害年金、就労継続支援事業、グループ・ホームなどの福祉措置を活用しながら、知的障害のある出所者を雇用するものである。

( 3 ) 自立困難な出所者を各分野が連携して就労自立に移行させていく現実的で、典型的なケースである。

( 4 ) 協力体制がうまく構築されれば、全国的に普及させることができよう。

4 . ( 1 ) さらに、民間のホームレス支援団体が、出所者の自立を支援するという方策もある。

( 2 ) つまり、民間のホームレス支援 NPO 法人(アパートの借り上げ等により低料金で当面の宿泊・食事を提供しながら、福祉への移行の手続、就労支援、孤独者の居場所作りなどの自立促進を図る。)が、既存のノウハウを活かしつつ、一時保護事業として住居のない出所者等の生活自立を支援するものである。

( 3 ) これには…、

大都市圏においてではあるが、ホームレス支援のノウハウを利用できる、

宿泊サービスについては、継続保護事業以外の資源を比較的容易に活用できる等のメリットがある。

5 . ( 1 ) また、学校法人が、非行少年の更生保護事業を実施するという方策も考えられる。

( 2 ) これは、不登校児等向けの中等教育等を行っている学校法人が、非行少年の自立更生を図るための更生保護施設を設立するものである。

( 3 ) 学校教育のノウハウだけでなく、農業実習などの職業訓練も活用することも考えられる。

( 4 ) これには…

対応が難しい非行少年の社会内処遇を、学校教育のノウハウを活用しながら実践できる、

管理が行き届いた学校内で処遇することができる、

非行少年の受け皿として、地域社会にもメリットがある等の利点がある。

6 . ( 1 )最後に、地方自治体が、地域振興のために、刑務所出所者等を受け入れる方策がある。

( 2 )これは、農山村等の過疎地域の自治体が、刑務所出所者等を受け入れ、彼らに農業、林業、地場産業の就労、荒れた農地、森林の整備、「限界集落」の世話などをしてもらい、地域の活性化を図るものである。

( 3 )これには…、

軌道に乗れば、自治体にとっても、住民にとってもメリットがある、

行き場のない出所者等にとって、定住先の確保につながる、

遊休施設を活用できる…

等の利点があり、

( 4 )地域の NPO 法人等と連携して取り組むことなども考えられる。

P48 ~ 49

#### [ コメント ]

「平成 18 年には、年間約 30,000 人の刑務所出所者のうち満期釈放者は約 15,000 人であり、そのうち帰住先のない満期釈放者は約 7,200 人である。」(前掲書 48 ページ)

これら 7,200 人の方々には、本人の人生の成功と正常に機能する社会の形成のために手厚い保護が求められる。

そのための方策は様々考えられるが、中央大学教授で刑事政策を御専攻の藤本哲也先生の御提言は極めて現実的で示唆に富むものと高く評価される。

再犯や累犯の一件もない社会づくりに大いに役立つものと確信する。

- 2009 年 10 月 22 日 林明夫記 -